

Client Alert - Financial Sector

2023年5月号 (Vol.6)

銀行	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表 (2) 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表 (3) 「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表 (4) 全銀協 TIBOR を参照する相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）の公表 (5) ARRC による Term SOFR の利用範囲に関する推奨に係る変更
保険	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生命保険会社の IBNR 備金に係る告示、監督指針の改正 (2) 特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付等に係る監督指針改正 (3) IFRS 対応の施行規則等、監督指針の改正 (4) 少短業者のモニタリング体制等を整備する観点からの少短指針の改正 (5) 保険業高度化等会社の設立に向けた実証実験の考え方に関する監督指針改正案の公表
証券	<ul style="list-style-type: none"> (1) PTS 制度の見直しに関する金商法施行令（案）及び日証協規則の改正（案）等の公表 (2) 複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正についてパブリックコメントの募集の結果について
アセットマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> (1) ファンド等モニタリング調査及び MRF・MMF の脆弱性対応に係る「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表 (2) ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表 (3) 金融庁「資産運用業高度化プログレスレポート 2023」の公表 (4) 投資信託協会「投資信託への非上場株式の組入れに関する検討の方向性について」の公表 (5) 投資信託協会「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正 (6) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表 (7) 投資事業有限責任組合（LPS）によるセキュリティトークンへの投資ができることについての解釈通知の公表
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> (1) サステナビリティ・リンク・ローンの最近の動向
データ・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> (1) サイバーセキュリティ経営ガイドラインの改訂（ver3.0） (2) 情報セキュリティサービス基準の改訂（第3版） (3) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改訂（案）に関する意見募集 (4) 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針（案）等に関する意見募集 (5) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの改訂（3.1版） (6) オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方

Client Alert - Financial Sector

(7) 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針の 閣議決定

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2023年5月号 (Vol.6) を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 銀行

(1) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表

金融庁は、2023年4月5日、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)を公表¹しました。金融機関からの要望を踏まえ、「他業銀行業高度化等会社(一定の銀行業高度化等会社を含む。)」設立に向けて、銀行本体を含む銀行グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するものとされています。

実証実験は、その内容及び規模、予定される期間、対象者を必要な範囲に限定するほか、当該実証実験に伴うリスク等を個別具体的に検討し、銀行や銀行グループの健全性及びその業務の適切な運営に影響を与えないよう留意して行うとの考え方が示されています。

(2) 「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表

金融庁は、2023年4月27日、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)を公表²しました。令和5年4月に金融庁が公表したディスカッション・ペーパー「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」(下記7.(6)をご参照ください。)の趣旨を踏まえた改正とされています。

取締役会等において、以下の事項を行うこととされています。

- ・オペレーショナル・レジリエンスの観点から重要な業務を特定
- ・リスク選好度(リスクアペタイト)を設定し、重要な業務について最低限維持すべき水準を「耐性度」として設定すること

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20230405/20230405.html>

² <https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20230427-2.html>

Client Alert - Financial Sector

- ・耐性度での遂行に必要な社内外の経営資源を特定すること
- ・リスク選好度、重要な業務、耐性度、必要な経営資源に関する設定及び配分が適切であるかを定期的かつ組織横断的に検証し、必要に応じて見直しや追加的措置を講じること

(3) 「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表

金融庁は、2023年5月12日、「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」を公表³しました。

2018年5月14日にバーゼル銀行監督委員会が公表した「簡素で、透明性が高く、比較可能な短期証券化商品を特定する要件」（原題：Criteria for identifying short-term "simple, transparent and comparable" securitisations）を踏まえて、STC要件を満たすABCPに対するリスク・ウェイトを軽減する規定が追加されています。

また、2020年12月1日にバーゼル銀行監督委員会が公表した「不良債権を裏付資産とする証券化商品に係る資本賦課の取扱い」（原題：Capital treatment of securitisations of non-performing loans）を踏まえて、不良債権証券化エクスポージャー（リスク・ウェイトが内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出される場合）について、100%を下回らないものとする等の規定が追加されています。

(4) 全銀協 TIBOR を参照する相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）の公表

一般社団法人全国銀行協会は、2023年3月30日、全銀協 TIBOR を参照する相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）を公表⁴しました。

日本円 TIBOR・ユーロ円 TIBOR のそれぞれについて、ハードワイヤードアプローチ、及び修正アプローチの2種の参考例が示されています。

(5) ARRC による Term SOFR の利用範囲に関する推奨に係る変更

Alternative Reference Rates Committee (ARRC) は、2023年4月21日、Term SOFR の利用範囲に関する推奨の変更を公表⁵しました。

貸出市場での Term SOFR の利用拡大に伴い、ディーラーが Term SOFR のリスクをとっているため、それをオフセットするためにディーラーがノンディーラー（ヘッジファンド、アセットマネージャー、年金ファンド、銀行トレジャリー等）との間で

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230512-2.html>

⁴ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n033001/>

⁵ <https://www.newyorkfed.org/medialibrary/Microsites/arrc/files/2023/ARRC-Press-Release-Best-Practice-Recommendations.pdf>

Client Alert - Financial Sector

Term SOFR ベーシススワップの取引を行うことをユースケースとして示しています。他方で、ディーラー間の Term SOFR ベーシススワップの取引は推奨しないとしています。

(以上、2. 銀行について)

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

3. 保険

各改正項目の詳細については、[INSURANCE NEWSLETTER 2023 年 5 月号 \(Vol.10\)](#) をご参照ください。

(1) 生命保険会社の IBNR 備金に係る告示、監督指針の改正

新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや東日本大震災のような大規模な自然災害の発生時のように、年度ごとの保険金の支払金額等が大きく変動するような状況においては、実態を反映した IBNR 備金の計算ができなくなるおそれがあるという背景がありました。これを踏まえ、金融庁は、2023 年 3 月 22 日、[「保険業法施行規則第 73 条第 1 項第 2 号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額を定める件の一部改正（案）」等に関するパブリックコメントの結果等](#)を公表しています。これにより、平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 234 号を改正し、1 条 1 項に以下の但書が追加されています。

「但し、通常の予測を超える事象が発生した場合において、当該事象の発生に関する特別の事情があるときは、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。」

併せて保険会社向けの総合的な監督指針（以下、3. 保険において、「監督指針」といいます。）II-2-1-4(19)において、上記告示 1 条 1 項但書を適用する際の留意点等が追加されています。

(2) 特定保険募集人の登録手続における登録免許税及び手数料の電子納付等に係る監督指針改正

金融庁は、2023 年 3 月 22 日、デジタル化の推進等を目的とした規制改革実施計画（2021 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえ、特定保険募集人の登録手続に係る登録免許税及び手数料について、電子納付による納付が可能となるよう、[監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針（以下「少短指針」といいます。）](#)を改正しました。

Client Alert - Financial Sector

また、法人が特定保険募集人又は保険仲立人の登録申請をする際には、定款もしくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類の提出が法令上求められていますが、「登記事項証明書（海外当局が発行するものを除く）の場合は、法務省の登記情報システムから取得するため添付を要しない」こととされました（監督指針 III-2-1(1)⑥イ.d.、V-1-3(3)①、少短指針 III-2-4(1)⑨イ.d.）。

(3) IFRS 対応の施行規則等、監督指針の改正

当局が保険会社等を監督するにあたって提出を求めている各種財務報告については、保険会社及び保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS の任意適用を前提としたものとはなっていませんでした。今般、IFRS17号「保険契約」の適用が2023年から開始することを踏まえ、監督上もIFRSに基づく各種財務報告が可能となるよう、金融庁は、2023年3月31日、[保険業法施行規則、監督指針等を改正](#)しました。

(4) 少短業者のモニタリング体制等を整備する観点からの少短指針の改正

近年、少額短期保険業者の登録数は、平成18年の少額短期保険業制度施行時以降増加しており、また、異業種からの新規参入や新たな保険リスクに対応する商品を取り扱う等その規模・特性や取扱商品もより多様化しています。このような中で、財務の健全性及び業務の適切性に懸念のある少短業者を早期に把握し適切な対応を促す必要性が高まっていました。そこで、金融庁は、2023年3月31日、少短業者のモニタリング体制等を整備する観点から、[「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）」](#)を改正しました。

主な改正内容としては、①早期警戒制度の対象となる少額短期保険業者の例示、②流動性リスク管理態勢の着眼点の明確化、③少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成の審査にあたっての着眼点の追加、④登録申請時の流動性リスクについての着眼点の追加、⑤保険料の増額又は保険金の削減等の保険契約者への不利益条項の留意点の改正が挙げられます。

(5) 保険業高度化等会社の設立に向けた実証実験の考え方に関する監督指針改正案の公表

金融庁は、2023年4月5日、[監督指針の改正案を公表](#)しています。これは、保険業高度化等会社の設立に向けて、保険会社を含む保険グループにおいて、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を行う場合の考え方を明確化するものです。また、他業保険業高度化等会社の設立の認可審査にあたり、申請保険会社グループとしての

Client Alert - Financial Sector

他業保険業高度化等会社に係る経営管理についての認可審査における留意点も追加されています。

(以上、3. 保険について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

4. 証券

(1) PTS 制度の見直しに関する金商法施行令（案）及び日証協規則の改正（案）等の公表

金融庁は、2023 年 4 月 28 日に、金融商品取引業者が運営する私設取引システム（PTS）において、非上場の特定投資家向け有価証券⁶の取扱いを可能とする、[金融商品取引法施行令の改正案](#)を公表し、同年 5 月 29 日を期限とするパブリックコメント手続きに付しました。これは、2022 年 6 月 22 日に公表された「[市場制度ワーキング・グループ](#)」[中間整理](#)（以下「市場制度 WG 中間整理」といいます。）の提言に基づくものです。

同時に、日本証券業協会（以下「日証協」といいます。）においては、2023 年 4 月 28 日に「[私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則](#)」を公表しました。これは、市場制度 WG 中間整理の提言を受けて、日本 STO 協会と共同で設置した「非上場有価証券等の PTS 取引に関する検討会」等における議論を踏まえ、PTS に関する自主規制の整備を行うものです。

日証協が新たに制定した「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」は PTS における非上場有価証券の取引に関する幅広い事項を規律するものであり、その内容は社内規則の制定、業務内容の公表、非上場 PTS 銘柄の適正性審査等、価格情報の公表等、不公正取引の防止等多岐にわたります。また、併せて、2022 年 7 月 1 日から施行された「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」についても、PTS に関する定めを追加する改正が行われています。

なお、金融庁は、上記改正の公表に際して「スタートアップ企業等への円滑な資金供給の観点から、特定投資家向け有価証券の取扱いを行う PTS の参入要件の緩和等について、引き続き、検討を行っていく予定」と付言しています。市場制度 WG 中間整

⁶ その取得勧誘が「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募に係る取得勧誘）であった有価証券、その売付け勧誘等が「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私募に係る売付け勧誘等）であった有価証券その他法 4 条 3 項所定の有価証券をいいます。

Client Alert - Financial Sector

理においては PTS 事業に係る「(1) 認可審査の柔軟化・迅速化等」に関する提言も盛り込まれているところ、今後もこうした提言に基づく制度改正が検討されていくことが予定されており、今後の動向が注目されます。

(2) 複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正についてパブリックコメントの募集の結果について

2023年2月15日から3月16日、「日証協」は、[複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正](#)について、パブリックコメントを募集しました。2023年4月18日、当該パブリックコメントの結果⁷が公表され、当該改正が予定どおり2023年7月1日から施行されることとなりました。

当該改正については、パブリックコメントとして209件の意見・質問が寄せられたとのことです。以下では、当該意見・質問に対して日証協が示した考え方のうち、改正案を具体化するもの、改正案の修正に反映されたもの等、重要と思われる点の一部を箇条書きで紹介합니다。

- ① 合理的根拠適合性の検証にあたっての経営陣の関与
 - ・ 複雑な仕組債の販売を一時的に停止している会社が、販売を再開することは、複雑な仕組債の取扱いを開始・拡大する場合に該当し、経営陣が、その開始・拡大に際して検証結果を確認する等、検証プロセスに直接関与する必要がある(項番 18.)
 - ・ 合理的根拠適合性の検証について、直接関与する必要があるとされる「経営陣」は代表権がある代表取締役又は代表執行役に限定しており、代表権を持たない役員(常務等)では足りない(項番 20.)
 - ・ 経営陣の関与とは、合理的根拠適合性の検証を現場担当部署が中心に議論する会議を行い、その内容をトップマネジメントに報告するということも考えられるが、形式的な確認ではなく、実質的な確認が行われるよう留意が必要である(項番 19.)
 - ・ 複雑な仕組債等について、今回のガイドラインの改正前に行われた検証は、新ガイドラインにおいては検証済みとはみなされないため、販売にあたっては新たに検証が必要になる(項番 42.43.)
 - ・ 類似概念の整理として、合理的根拠適合性の検証にあたって経営陣の関与が求められる「複雑でリスクが高い商品」には、「少なくとも複雑な仕組債等と同程度の複雑さとリスクがある商品については含まれる。」、また、合理的根拠

⁷ <https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/index.html>

なお、パブリックコメントに対する日証協の考え方等については、https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/230418_PCkekka_tousikanyuu.pdf
パブリックコメントを踏まえた修正箇所を含めた参考資料については、https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/files/230418_PCsankou_tousikanyuu.pdf
をそれぞれご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

適合性ガイドライン2.(2)①イの「リスク性金融資産」は、「複雑な仕組債等の高リスク商品」に修正する（項番 25.等）

- ② サプライチェーンにおけるそれぞれの当事者の役割
- ・ 単に顧客紹介を行う紹介元については、必ずしもガイドラインにおいて経営陣の関与は明示的に求められていないが、紹介先において複雑な仕組債等が紹介顧客に案内されることが想定される場合には、金融グループにおけるガバナンスとして紹介元の経営陣が関知することについて、検討していただくことになる（項番 28.）
 - ・ 金融商品仲介（いわゆる銀行仲介を含む。）による販売の委託元となる協会員は、合理的根拠適合性の検証結果を仲介の委託先に共有する必要があるため、そうした委託先との連携において、必要に応じ理論価格についても提供されるべき（項番 69.）
 - ・ 「理論価格」は、組成会社が自ら評価又は算定する公正妥当な現在価値が考えられる。具体的な算出にあたっては、適用のある会計規則等に準じ、組成会社のリスク管理等の他の目的で用いる指標又は当該指標と平仄が取れたものが想定される（項番 64.等）
 - ・ 組成会社から入手した理論価格と販売価格との差額の妥当性等の検証に加え、販売会社が自社モデルで計算した理論価格を用いて検証を行うことは差し支えない（項番 71.等）
 - ・ 「想定顧客属性」について、重要情報シートにおいて「商品組成に携わる事業者が想定する購入層」の欄があり、組成会社において一定の考え方を既に持っているものとする（項番 83.）。想定顧客属性については、商品供給元業者等に確認する必要があるが、自社組成の場合には、自社の組成部門等が商品供給元業者等における組成会社に該当する（項番 92.）
- ③ その他
- ・ 勧誘開始基準ガイドラインの改正案の「複雑な仕組債等については、銘柄ごとのスキームや設定されている各種条件（参照指標、ロックインレベル、早期償還水準等）の差異によりリスクの内容等も変わるため、これらを勘案して複数の勧誘開始基準を設けること等が考えられます。」について、ロックインレベルや早期償還水準の差異により、損失発生確率は異なるものの、いずれの場合でも最悪の事態を想定した高いリスク許容度があるお客さまに販売すべきものであることは同じであり、ロックインレベルや早期償還水準の差異により、複数の勧誘開始基準を設けることには違和感があるとの意見を踏まえ、銘柄ごとに設定されている各種条件の差異を勘案して複数の勧誘開始基準を設けることが考えられる旨の記載は削除（項番 159.）
 - ・ リスクの過小評価の可能性を踏まえた研修については、協会員においては2022年6月13日付け協会員通知「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組

Client Alert - Financial Sector

債の適切な販売勧誘について」(日証協(自)2022第33号)等を参照すること(項番121.)

(以上、4. 証券について)

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 富永 喜太郎
☎ 03-6213-8117
✉ yoshitaro.tominaga@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

5. アセットマネジメント

(1) ファンド等モニタリング調査及び MRF・MMF の脆弱性対応に係る「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

金融庁は、2023年3月30日付にて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に関し、パブリックコメントの結果を公表しました⁸。本改正は、[Client Alert – Financial Sector 2023年3月号 \(Vol.5\)](#)でお知らせしたとおり、①ファンド等モニタリング調査に係る改正と、②MRF及びMMFの脆弱性対応に係る改正となります。

パブリックコメント回答においては、ファンド等モニタリング調査の対象となるのは、特定の時点において500億円以上のファンド等であり、報告の頻度は年次となることを予定している等の考え方が示されています。

本改正は、2023年3月30日から適用されています。

(2) ESG 投信に関する「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

金融庁は、2023年3月31日付にて、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正に関し、パブリックコメントの結果を公表しました⁹。本改正は、[Client Alert – Financial Sector 2023年1月号 \(Vol.4\)](#)でお知らせしたとおり、「資産運用業高度化プログレスレポート2022」において示された「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」に基づき、ESG投信の範囲を定めるとともに、ESGに関する公募投

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230330-3/20230330-3.html>

⁹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20230331-2/20230331-2.html>

Client Alert - Financial Sector

資信託の情報開示や投資信託委託会社の態勢整備について、具体的な検証項目を示したものとなります。

パブリックコメント回答の項目は200以上に及んでおり、本改正に関する業界の関心の高さがうかがえます。この中には、監督指針に示された内容に対応するための記載事項等も示されており、実務にあたっては、パブリックコメントも参照して対応する必要があると考えられます。

本改正は、2023年3月31日から適用されています。

(3) 金融庁「資産運用業高度化プロセスレポート2023」の公表

金融庁は、2023年4月21日付にて、「資産運用業高度化プロセスレポート2023」を公表しました¹⁰。

当該レポートでは、

- ① 資産運用会社について、大手金融機関グループに属している会社が市場で高いシェアを占め、経営陣の選任、商品の組成・販売・管理（プロダクトガバナンス）、議決権行使等の様々な場面でグループと顧客との間に利益相反の懸念が生じやすい状況にあること
- ② 販売会社について、販売手数料獲得を目的とした顧客本位ではない販売行動が見受けられること
- ③ 資産運用会社の「事務」と「運用」、販売会社の「商品提供」と「アドバイス」が、同じ組織内で一体的に運営されることが一般的であり、同一の機能間の競争が十分ではなく、各機能の専門化・効率化が遅れていること
- ④ 家計・個人への運用商品の情報開示も十分ではなく、中立的な第三者による運用商品の比較や評価も充実していないため、家計・個人と資産運用業界との情報の非対称性が大きいこと
- ⑤ 一部の企業年金では、運用に携わる職員の専門性や人員が不足しており、運用商品の選別や必要なリスク管理が適切に行われていないとの指摘があること
- ⑥ 確定拠出年金においては、投資信託等の割合が年々増加しているものの、元本確保型の金融商品の保有が一定割合を占めており、資産形成や税制優遇の機会を十分に活用できていない加入者も存在すること

といった問題を指摘した上で、それに対応する分析・対応策として、以下の内容示しています。

- ① 資産運用会社の信頼向上のため、経営の透明性確保、運用体制の透明性確保、ファンドの保有銘柄の透明性確保、プロダクトガバナンスの強化を行うこと
- ② 販売会社の信頼向上のため、顧客資産の持続的拡大に資する商品選定とアドバイスの提供、ファンドラップの付加価値の明確化、投資信託の手数料の明確化、販売チャネルの多様化を行うこと

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230421.html>

Client Alert - Financial Sector

- ③ 運用の付加価値の向上と業界全体の効率性改善のため、アクティブ運用の付加価値の向上、スチュワードシップ活動の実効性評価のためのデータ活用、インデックスプロバイダー間の競争促進、海外資産の運用力強化、公販ネットワークの互換性確保、事務と運用の分離による資産運用会社の新規参入促進、資産運用会社の独立性確保を行うこと
- ④ アセットオーナーの運用高度化のため、アセットオーナーの運用体制を整備すること
- ⑤ DC を活用した資産形成の促進のため、企業型 DC を活用した投資信託への投資割合の拡大、企業型 DC 加入者の商品選択のための適切な制度設計を行うこと

(4) 投資信託協会「投資信託への非上場株式の組入れに関する検討の方向性について」の公表

投資信託協会は、2023年3月31日付で、投資信託への非上場株式の組入れに関する検討の方向性について公表しました¹¹。

これによれば、不特定多数の個人投資家を受益者とする公募のオープン・エンド型投資信託に非上場株式を組み入れるにあたっては、様々な課題が存在するとして、以下の論点に関する検討状況が示されています。

- ・ 非流動性資産の組入れ比率に関する考え方
- ・ 非流動性資産の評価に関する考え方
- ・ 譲渡制限に係る要件について
- ・ 既存投資信託への組入れについて
- ・ 既存投資信託への影響について等

現時点におけるまとめとして、「当該非上場株式を公正価値で評価とすること」、「流動性管理のための組入上限比率を設定すること」等を盛り込んだ規則改正等に向けて、今後、具体的な検討に取り組み、まずは早期に対応可能な規則改正に向けた検討を進め、遅くとも2023年7月のパブリックコメントを目指すとしています。

(5) 投資信託協会「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正

投資信託協会は、2023年4月14日付にて、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の一部改正案を公表し、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメント期間は、2023年4月28日に終了しています¹²。

¹¹ <https://www.toushin.or.jp/topics/2023/22687>

¹² <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22453/>

Client Alert - Financial Sector

本改正は、日本証券業協会において、「複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正」が予定されていることを踏まえ、当該改正に対応して「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等について必要な改正を行おうとするものです。

具体的な内容としては、①店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に関する注意喚起文書の交付義務の強化、②複雑な投資信託に関する表示の強化等が含まれています。

改正の実施時期としては、2023年7月1日実施を目指すとしています。

(6) 投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に係るパブリックコメントの結果公表

投資信託協会は、2023年4月20日付にて、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正に関し、パブリックコメントの結果を公表しました¹³。本改正は、[Client Alert – Financial Sector 2023年1月号 \(Vol.4\)](#)でお知らせしたとおり、2022年6月22日に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理にて指摘された、投資信託財産への投資信託証券の組入れや投資信託の運用指図に係る外部委託先の管理のあり方について、投資運用業者等の受託者責任の明確化を図るものです。

パブリックコメント回答においては、「投資信託等の運用に関する規則」に新設された4条の3及び4条の4により求められるデューディリジェンス義務及びモニタリング義務に関する投資信託協会の考え方等が示されています。

本改正の実施までは1年の経過期間が設けられ、2024年4月20日から実施されます。

(7) 投資事業有限責任組合（LPS）によるセキュリティトークンへの投資ができることについての解釈通知の公表

2023年4月19日、経済産業省は、投資事業有限責任組合がいわゆるセキュリティトークンへの投資ができることを、投資事業有限責任組合契約に関する法律の解釈として明確化すること等を内容とした通知を公表しました¹⁴。

詳細については、[Private Equity / Financial Regulation Newsletter 2023年5月15日号](#)をご参照ください¹⁵。

¹³ <https://www.toushin.or.jp/static/publiccomment/ichiran/22454/>

¹⁴ <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230417002/20230417002.html>

¹⁵ https://www.mhmjapan.com/content/files/00067518/PRIVATEEQUITY_FINANCIALREGULATION-NEWSLETTER230515.pdf

Client Alert - Financial Sector

(以上、5. アセットマネジメントについて)

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

6. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) サステナビリティ・リンク・ローンの最近の動向

2023年5月4日、シンジケートローン等に関する国際的な業界団体であるLMA (Loan Market Association) は、サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) の契約条項雛型を策定し、会員向けに公表しました。これまで同様の業界団体であるAPLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、LSTA (Loan Syndication and Trading Association) もタームシートや契約条項の雛型を会員向けに公表しており、SLLの契約実務に関し、国際的には一定の到達点に達したと言えます。

SLLは、借り手と貸し手の合意に基づき、温室効果ガスの排出量等のサステナビリティに関わる指標 (KPI) について、〇年までに〇%削減するといった具体的な目標 (SPTs=Sustainability Performance Targets と呼ばれます。) を定め、その目標の達成・未達成に応じて金利等の融資条件が変動することを内容とする融資です。資金使用は特定されておらず、調達資金を運転資金 (一般事業資金) に利用できることもあり、国内外において急速に取組実績が伸びています。

SLLは、SPTsの達成・未達成に金利等の融資条件が連動するため、融資契約において、この連動のためのメカニズムが規定されます。そのため、他のサステナブルファイナンスの類型と比べても契約内に特有の条項を多く含みます。特に国外においては特徴的な実務形成がなされており、冒頭に述べた雛型や一般に公表されているガイドライン等において、これらが言及されています。例えば、金利決定の前提としてSPTsに関する報告義務が借り手に課されますが、報告内容に誤りがあったとしても、正しいSPTsに基づく金利の再計算及び精算を行うのみとし、期限の利益喪失事由に該当しない旨を明記するケースがあります。このように、サステナビリティ関連規定の違反は期限の利益喪失事由を構成しない場合も、別途「サステナビリティ」と標榜することを禁止する規定が設けられることもあります。また、SPTsについては、技術革新や評価方法の変更、借り手のビジネスモデルの変更やM&A等により、融資契約締結時のSPTsが事後に適切ではなくなる可能性もあり、このような場合に備え、契約変更のための協議のプロセスや変更要件等を契約条項として定めるケースもあります。国外においては、今後、こうした条項の実際の運用がどのように行われるかが、実務的な関心事になると考えられます。

一方、国内実務においては、上記のような各種の契約条項を設ける融資契約は珍しく、SPTsの達成・未達成に金利等の融資条件が連動することに関する最低限の規定

Client Alert - Financial Sector

のみを設けるケースが多いところですが、もっとも、国内で組成されるSLLについても、国際的なガイドラインに準拠して作成されるのが一般的であるため、国外における契約実務の成熟が、今後、国内実務においても影響を及ぼし得る点は留意が必要です。また、融資契約後に不測の事態が生じた場合、どのように契約書内外の処理を行うかは、国内においてもこれからの実務上の関心事と考えられます。

(以上、6. バンキング、ストラクチャードファイナンスについて)

パートナー 末廣 裕亮
☎ 03-6266-8570
✉ yusuke.suehiro@mhm-global.com

7. データ・セキュリティ

(1) サイバーセキュリティ経営ガイドラインの改訂 (ver3.0)

経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) は、2023年3月24日、「[サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver 3.0](#)」を公表しました。このガイドラインは、サイバー攻撃から企業を守るために、経営者が認識する必要がある事項及び経営者が情報セキュリティ対策を実施する上での責任者となる CISO (Chief Information Security Officer) 等に指示すべき事項をまとめたもので、今回の改訂では、基本的な構成は維持しつつ、最近の状況への認識と対策の実践のための記載の見直しが行われておりますが、2022年10月26日から12月6日まで実施されたパブリックコメント¹⁶を経て、パブリックコメントの案から形式的な箇所がいくつか修正されています。

(2) 情報セキュリティサービス基準の改訂 (第3版)

経済産業省は、2023年3月30日に、情報セキュリティサービス基準を改訂し、「機器検証サービス」を追加した[第3版を公表](#)しました。

従来、情報セキュリティサービス基準は、「情報セキュリティ監査サービス」、「脆弱性診断サービス」、「デジタルフォレンジックサービス」及び「セキュリティ監視・運用サービス」の4種のサービスに関する基準が定められていましたが、今般の改訂で、IoT機器のセキュリティの重要性の高まり等を踏まえ、「機器検証サービス」が追加されました。

情報セキュリティサービス基準に関しては、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 (JASA) が、審査登録機関として、本基準に適合するサービスの[審査登録制](#)

¹⁶ パブリックコメント募集に関しては [Client Alert - Financial Sector 2022年11月号 \(Vol.3\)](#) をご参照ください。

Client Alert - Financial Sector

度を実施しており、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が、審査登録機関の台帳に登録されたサービスについて「[情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト](#)」を公表しています。

サイバーセキュリティに関するサービスについては、どの事業者に依頼すべきか迷う声も聞かれますが、こうしたリストを活用することも考えられます。

(3) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群の改訂（案）に関する意見募集

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）は、2023年4月17日、「[政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群](#)」の改訂（案）に関する意見の募集を実施しました（意見募集の期間は2023年5月12日までであり、既に終了しています。）。

この統一基準群は、政府機関や独立行政法人等を対象に、講ずるべき情報セキュリティ対策のベースラインを定めるものです。今般の改訂（案）においては、例えば、外部委託に関して、委託先に担保させるべきセキュリティ対策を、米国標準技術研究所（NIST）のサプライチェーン対策を参考に具体化することや、クラウドサービスの選定において原則として [ISMAP クラウドサービスリスト](#) から選定することが明記されたこと等がポイントとして挙げられています。

(4) 重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針（案）等に関する意見募集

NISC は、2023年4月24日、「[重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針\(案\)](#)」等に関する意見の募集を実施しました（意見募集の期間は2023年5月23日までであり、既に終了しています。）。

これは、2022年6月に改訂された「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（以下「重要インフラ行動計画」といいます。）に基づくもので、金融分野を含む各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取組をまとめ、各事業者による安全基準等の策定・改定の支援を目的としています。

今回の安全基準等策定指針の改定案では、行動計画を踏まえた見直しが行われ、例えば、組織統治に関するセクションを新設し、以下のとおりサイバーセキュリティとの関係を整理した取組が記載されています。

- ① 重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を実現するための組織方針・サイバーセキュリティ方針の策定
- ② セキュリティリスク、インシデント等に関する組織内外のコミュニケーション
- ③ サイバーセキュリティリスクを評価・管理する体制の構築
- ④ サイバーセキュリティに関する責任者の任命

Client Alert - Financial Sector

- ⑤ 経営層の責任におけるサイバーセキュリティに関する監査の実施
- ⑥ サイバーセキュリティ方針、リスク管理体制の開示

(5) 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの改訂（3.1版）

IPA は、2023 年 4 月 26 日、[中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン第 3.1 版](#)を公表しました。

本ガイドラインは、個人事業主、小規模事業者を含む中小企業が、情報セキュリティ対策に取り組む際の、（1）経営者が認識し実施すべき指針、（2）社内において対策を実践する際の手順や手法をまとめたものです。

今回公表された第 3.1 版は、2019 年 3 月に第 3 版が公表されて以降の、テレワークの普及や、DX 推進の両輪としての情報セキュリティ対策といった社会動向の変化等を踏まえ、具体的な対応策を盛り込むための改訂が行われています。例えば、実践編において、テレワークを安全に実施するためのポイントやセキュリティインシデント発生時の対応に関する具体的な方策が追加されています。

本ガイドラインの活用によって、中小企業がより一層情報セキュリティ対策に取り組み、経済社会全体のサイバーリスク低減につながることを期待されます。

(6) オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方

金融庁は、2023 年 4 月 27 日、ディスカッション・ペーパーとして、「[オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方](#)」を策定しました。これは、2022 年 12 月から 2023 年 2 月にかけて実施した[パブリックコメント](#)を経たもので、金融機関が重要な業務を最低限維持すべき水準において提供し続ける能力を確保することが重要であるとの考えの下で、実務上の論点や課題を整理したものです。

オペレーショナル・レジリエンス（業務の強靱性・復旧力）とは、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等の事象が発生しても、金融機関が重要な業務を、最低限維持すべき水準（耐性度）において、提供し続ける能力をいい、上記（4）で言及した重要インフラ行動計画において示されている任務保証¹⁷の考え方に基づく重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供の実現と同様の考え方に基づくものと評価できます。

オペレーショナル・レジリエンスの基本動作として、以下の 4 つが示されており、④に基づいて①、②、③を見直すこととされています。

- ① 金融システムの安定・利用者の日常生活上の重要な金融サービスを特定

¹⁷ 企業、重要インフラ事業者や政府機関に代表されるあらゆる組織が、自らが遂行すべき業務やサービスを「任務」と捉え、かかる「任務」を着実に遂行するために必要となる能力及び資産を確保すること。サイバーセキュリティに関する取組そのものを目的化するのではなく、各々の組織の経営層・幹部が、「任務」に該当する業務やサービスを見定めて、その安全かつ持続的な提供に関する責任を全うするという考え方（サイバーセキュリティ戦略（2021 年 9 月 28 日閣議決定））。

Client Alert - Financial Sector

- ② 業務中断が必ず起こることを前提に、最低限維持すべき水準（耐性度）を設定
- ③ 社外のサードパーティ等も含めて相互関連性をマッピングし、必要なリソースを特定して採用・配置・配分
- ④ 経営層のコミットメントの下、シナリオ分析やBCP訓練を通じて適切性を検証し、必要に応じて追加対応

本文書の策定は、近年ランサムウェア等による被害が拡大し、サイバー攻撃による業務停止のリスクがより一層大きな脅威となる中、サイバー攻撃等の事象が発生したとしても重要なサービスを提供し続けることの重要性が増大している状況を反映したものと評価することも可能と考えられます。

(7) 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針の閣議決定

2023年4月28日、経済安全保障推進法¹⁸に基づく[基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度に関する基本指針](#)¹⁹が閣議決定されました。本指針は、2023年2月から3月までパブリックコメントを募集していたものであり、注目度の高さもあり、多数の意見が寄せられました。

本指針の内容については、[Client Alert – Financial Sector 2023年3月号 \(Vol.5\)](#)を、パブリックコメントで寄せられた意見の概要については、経済安全保障法制に関する有識者会議（令和4年度～）第6回（2023年4月5日）の[資料1](#)をご参照ください。

（以上、7. データ・セキュリティについて）

カウンセラー 蔦 大輔

☎ 03-6266-8769

✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com

アソシエイト 塩崎 耕平

☎ 03-5293-4860

✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

¹⁸ 正式名称は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律43号）」です。

¹⁹ 正式名称は、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針」です。

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『金融機関における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様別の整理～』](#)
開催日時 2023年6月16日（金）10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー [『第5144回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オフリング（STO）の法律実務～不動産 STO・社債 STO の最新動向を中心に～」』](#)
開催日時 2023年6月21日（水）13:30～16:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『FP が知っておくべき Web3・NFT・メタバース』](#)
開催日時 2023年6月23日（金）19:00～20:00
講師 増田 雅史
主催 ファイナンシャル・プランナー三田会

- セミナー [『Web3・NFT・メタバースの法律実務と政策動向～『NFT の教科書』『NFT ホワイトペーパー』で著名な第一人者による解説～』](#)
開催日時 2023年7月18日（火）13:30～15:30
講師 増田 雅史
主催 JPI（日本計画研究所）

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 論文 「Recent legal developments and trends of the Japanese investment funds industry」
掲載誌 International Asset Management and Investment Funds Review 2023/24
著者 中野 恵太

- 論文 「ミャンマーにおける外国為替規制と事業撤退の動向」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.23 No.5
著者 井上 淳

- 論文 「SDGs 債による「パーゼル適格資本調達」を巡る論点整理」
掲載誌 週刊金融財政事情 No.3487

Client Alert - Financial Sector

- 著者 富永 喜太郎

➤ 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Chapter」

掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 12th Edition

著者 吉田 和央
- 本 『マンガでわかる！NFT ビジネス』

出版社 株式会社宝島社

著者 増田 雅史
- 論文 「〈論説〉金融機関の気候変動対応とファイナンスド・エミッション」

掲載誌 金融法務事情 No.2209

著者 森 勇貴
- 論文 「企業法務最前線〈第 255 回〉メタバースについて」

掲載誌 月刊監査役 749 号

著者 増田 雅史

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- 長谷川 充弘 弁護士が入所しました

(長谷川 充弘 弁護士からのご挨拶)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

私は、本年 4 月 1 日、森・濱田松本法律事務所に客員弁護士として入所させていただきました。

検事としての約 34 年間は、最高検察庁、東京・広島の高等検察庁、東京・大阪・名古屋・神戸・広島等の地方検察庁、法務省の大臣官房秘書課・会計課、刑事局刑事課等に勤務し、財政経済・贈収賄・大型企業犯罪等の特別捜査部事件、殺人等の警視庁捜査 1 課事件の捜査等に従事し、大臣補佐、国会対応、予算、検察支援等を担当しました。

その後、証券取引等監視委員会委員長を 2016 年 12 月から 6 年間務め、インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引、開示規制違反、金融商品取引業者の法令違反等についての調査・検査、課徴金・行政処分勧告、刑事告発等によって資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護に尽力しました。その中で、違反・不適

Client Alert - Financial Sector

切行為の未然防止のための情報発信、再発防止に向けた根本原因の究明と対話に注力し、市場の自己規律の強化に取り組みました。

これまで各種の企業不祥事の複雑な様相・原因・悲哀を観察し、その防止に努めてきた知識と経験に基づき、微力ながら、今後は、当事務所の一員として社会のお役に立てる道を歩みたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

謹白

2023年4月吉日
弁護士 長谷川 充弘

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com